

制限付き一般競争入札(総合評価方式(標準型))の公告

制限付き一般競争入札(総合評価方式(標準型))を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項および第167条の10の2第6項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月23日

滋賀県知事 三日月大造

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業名 | 滋賀県水産試験場本館等整備事業 |
| (2) 事業場所 | 滋賀県彦根市八坂町地内 |
| (3) 事業内容 | 設計業務、建設業務、工事監理業務等を一括で発注する「設計施工一括発注方式(DB方式)」での整備事業 |
| (4) 事業概要 | 入札説明書による。 |
| (5) 事業期間 | 契約締結の日から令和12年2月28日まで |
| (6) 予定価格 | 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 応募者の構成 応募者の構成は、次のいずれかであること。なお、入札参加者の構成において、工事監理業務を担うことが困難な場合、工事監理業務を行う企業を加えることができる。
 - ア 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)
 - イ 特定JVと設計企業のグループ
 - ウ 特定JVと設計共同体(以下「設計JV」という。)
- (2) 応募者が2(1)アの場合の要件
 - ア 特定JVは、本事業を目的として結成され、本事業の完了により解散する2者または3者で構成される共同企業体であること。
 - イ 自主的に結成された共同企業体であること。
 - ウ 構成員は、単体企業であること。
 - エ 経営形態は、共同施工方式であること。
 - オ 特定JVの代表構成員(以下「JV代表企業」という。)の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、JV代表企業以外の構成員(以下「JV構成員」という。)の出資比率は2者の場合は40パーセント以上、3者の場合は25パーセント以上であること。
 - カ JV代表企業およびJV構成員の変更は、原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りでない。
 - キ JV代表企業が代表して参加手続を実施すること。
 - ク 全ての構成員が、主たる営業所(本社・本店)が滋賀県内にあること。
 - ケ その他特定JVの組成に際しては滋賀県建設工事共同企業体運用基準に則ること。
- (3) 応募者が2(1)イの場合の要件
 - ア 契約の相手方となる特定JVおよび設計協力事務所から構成されること。
 - イ 特定JVの組成については、2(2)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、クおよびケの要件に従うこと。
 - ウ 設計協力事務所の変更は、原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りでない。
 - エ JV代表企業がグループを代表して参加手続を行うこと。
 - オ JV代表企業は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (4) 応募者が2(1)ウの場合の要件
 - ア 契約の相手方となる特定JVおよびJV代表企業から直接業務を受託し、または請け負う設計JVから構成されること。
 - イ 特定JVの組成については、2(2)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、クおよびケの要件に従うこと。
 - ウ 設計JVは、本事業を目的として結成され、本事業の完了により解散する2者または3者で構成される共同企業体であること。

- エ 設計JVについては、構成員のうち最大の出資比率である企業を設計JVの代表構成員(以下「設計代表事務所」という。)とする。なお、設計JVの出資比率については制限を設けない。
 - オ 設計代表事務所および設計JVの構成員の変更は、原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りでない。
 - カ JV代表企業がグループを代表して参加手続を実施すること。
 - キ JV代表企業は建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (5) 応募者または応募者の一員として本事業に応募した者は、他の応募者または他の応募者の一員になることはできない。
- (6) 応募者の構成員に関する参加資格要件 応募者の構成員の参加資格要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 応募者に関する要件(各構成員共通事項)
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿(本公告の日(以下「公告日」という。))において最新のものの。以下「名簿」という。)に登録されている者であること。
 - (ウ) 滋賀県建築設計監理事業協同組合が応募者の場合において、当該組合員でないこと。
 - (エ) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれかに該当する者でないこと。
 - a 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - b 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - c 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - d 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - e 銀行取引停止処分がなされている者
 - (オ) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - a 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - b 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - d 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - e 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 第一次審査書類の受付締切りの日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
 - (キ) 法人税、所得税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
 - (ク) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ケ) 公告日以前3か月において、滋賀県発注の建築一式工事、電気設備工事、機械設備工事および建築設計等委託業務成績評定要領に規定する委託業務で評点60点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。
 - (コ) 県が本事業について業務を委託している次の者およびこれらの者と資本面または人事面において関連のある者でないこと。
株式会社プラスPM、日本経営システム株式会社およびみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 - (サ) 滋賀県農政水産部建設工事等総合評価審査委員会審査部会(以下「審査部会」という。)の部会員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連のある者が参加していないこと。

- イ 本事業の工事を実施する者 名簿において建築一式工事に係る格付一号であり、次の(ア)および(イ)の要件は、工事に当たる全ての構成員が満たすこと。また、次の(ウ)から(オ)までの要件は、工事に当たるJV代表企業が満たすこと。
- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
 - (イ) (ア)建設工事の種類として建築一式の許可を有していること。
 - (ウ) 名簿において建築一式工事に係る総合点数が1,050点以上であること。
 - (エ) 平成23年(2011年)4月1日から第一次審査書類の受付締切りの日までの間に竣工引渡しが完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、次のいずれかの工事を単体または共同企業体の代表構成員として元請契約し、施工し、および竣工引き渡した実績を有していること。
 - a 国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の種類二から十二までに該当する建築物で延べ床面積2,000㎡以上(建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の工事
 - b 民間の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物で、延べ床面積2,000㎡以上(建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の工事
 - (オ) 本工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を配置できること。また、監理技術者資格者証および監理技術者講習会修了証を有していること。
- ウ 本事業の設計業務を実施する者 次の(ア)および(イ)の要件は、設計業務に当たる全ての構成員が満たすこと。また、次の(ウ)の要件は、設計業務に当たる構成員のいずれかが満たすこと。
- (ア) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) 名簿において建築設計監理の「設計監理」部門に登録されている者であること。
ただし、工事を行う者が設計業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていることおよび(6)イ(イ)の参加資格要件を満たしていること。
 - (ウ) 平成23年(2011年)4月1日から第一次審査書類の受付締切りの日までの間に設計が完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、次のいずれかの建築物の実実施設計実績(元請に限る。)を有していること。
 - a 国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の種類二から十二までに該当する建築物で、延べ床面積2,000㎡以上(建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の実実施設計
 - b 民間の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物で、延べ床面積2,000㎡以上(建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の実実施設計
- エ 本事業の工事監理業務を実施する者 次の(ア)および(イ)の要件は工事監理業務に当たる全ての構成員が満たすこと。
- (ア) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) 名簿において建築設計監理の「設計監理」部門に登録されている者であること。
ただし、工事を行う者が工事監理業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていることおよび(6)イ(イ)の参加資格要件を満たしていること。
- (7) 配置予定技術者の参加資格要件 配置予定技術者の参加資格要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 全ての配置予定技術者 入札参加申請時以前に、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険または厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に3か月以上加入していること。ただし、各保険について法令で適用除外されている場合を除く。
- イ 本事業の工事を実施する者 次の(ア)から(オ)までの配置予定技術者は、JV代表企業から配置すること。なお、兼務は可とする。
- (ア) 統括責任者 要件なし
 - (イ) 監理技術者(新築工事)
 - a 平成23年(2011年)4月1日から第一次審査書類の受付締切りの日までの間に竣工引渡し完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、次のいずれかの工事に全工程にわたり従事し、履行した実績がある者

- (a) 国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物で、延べ床面積2,000㎡以上（建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。）の工事
 - (b) 民間の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物で、延べ床面積2,000㎡以上（建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。）の工事
 - b 監理技術者資格者証および監理技術者講習会修了証を有していること。
 - (ウ) 監理技術者（解体工事） 次のいずれかの要件を満たす者
 - a (イ) aの実績を有していること。
 - b 敷地内に運営中の施設を有する建物の解体工事を行った実績を有していること。
 - (エ) 現場代理人（新築工事） 要件なし
 - (オ) 現場代理人（解体工事） 要件なし
 - ウ 本事業の設計業務を実施する者 次の(ア)から(オ)までの配置予定技術者は、設計業務に当たる構成員から配置することとする。なお、次の設計業務における各主任担当技術者（管理技術者を含む。）は兼務することはできない。
 - (ア) 管理技術者
 - a 一級建築士
 - b 平成23年（2011年）4月1日から第一次審査書類の受付締切りの日までの間に設計が完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、次のいずれかの建築物の実施設計（元請に限る。）を履行した実績がある者
 - (a) 国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物で、延べ床面積2,000㎡以上（建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。）の実施設計
 - (b) 民間の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物で、延べ床面積2,000㎡以上（建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。）の実施設計
 - (イ) 建築（総合）主任担当技術者 一級建築士
 - (ウ) 構造主任担当技術者 構造設計一級建築士
 - (エ) 電気設備主任担当技術者 設備設計一級建築士または建築設備士
 - (オ) 機械設備主任担当技術者 設備設計一級建築士または建築設備士
 - エ 本事業の工事監理業務を実施する者 次の(ア)の予定技術者は工事監理業務に当たる構成員から1名配置することとする。なお、ウに掲げる各主任担当技術者（管理技術者を含む。）との兼務は可とする。
 - (ア) 管理技術者 一級建築士
- (8) 応募者を構成する法人の変更 第一次審査書類を提出してから契約締結に至るまでの間、共同企業体または協力企業を構成する法人の変更は認めない。ただし、特別の事情があり、やむを得ないと県が認めた場合は、この限りでない。
- (9) 第一次審査基準日 第一次審査基準日は、令和8年5月26日（火）とする。
- (10) 参加資格の喪失 参加者を構成する法人が、2(6)および2(7)に掲げる参加資格要件について、第一次審査基準日から落札者決定通知の送付日までの間に、当該要件のいずれかを満たさなくなった場合、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。なお、落札者の決定後、本契約締結までの間に、当該落札者が2(6)および2(7)に掲げる参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合には、本契約を締結しないことがある。
- 3 総合評価に関する事項
- (1) 落札者の決定方法 参加者は、入札価格および技術提案書をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、「価格点」、「実績点」および「技術提案点」の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者として決定する。なお、総合評価点が高点となった場合には、「技術提案点」の高い者を上位とし、さらに同点の場合には、くじ引きにより落札者を決定する。
 - (2) 総合評価の方法 詳細は入札説明書および落札者決定基準による。

4 入札手続

- (1) 担当部局 滋賀県農政水産部水産課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3871 電子メール gf00001@pref.shiga.lg.jp
- (2) 入札説明書等の公表等 入札説明書等は、県のホームページに掲載して公表し、要求水準書等は、B-02「守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記載し電子メールにて提出した応募者に、滋賀県大容量ファイル転送システムを利用して配布する。
滋賀県ホームページ
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/349930.html>)
- (3) 質問の受付等について
 - ア 質問の方法 質問の内容を分かりやすく簡潔にまとめ、B-01「入札説明書等・要求水準書等に関する質問書」に従い記入し、提出すること。なお、第2回の質問は、参加要件が認められた参加者のみ提出することができる。
 - イ 受付期間 令和8年4月24日(金)から令和8年5月12日(火)まで(「配布および提出書類一覧表」を参照)
 - ウ 提出方法 B-01「入札説明書等・要求水準書等に関する質問書」に質問事項を記載の上、電子メールで提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。提出媒体は電子媒体とし、Microsoft Excelデータで提出すること。質問は原則として1回限りの送付とする。可能な限り質問の内容は可否で回答できるよう考慮すること。
 - エ 提出先 4(1)のとおり。
 - オ 入札説明書等に関する質問等に対する回答
 - (ア) 第1回 入札説明書等の質問への回答 令和8年5月20日(水)
 - (イ) 第2回 要求水準書等の質問への回答 令和8年6月30日(火)提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、県のホームページで公表する。
- (4) 第一次審査書類(資格審査)の受付
 - ア 第一次審査書類の受付等 本事業の応募者は、次の手順により、第一次審査書類を県に提出し、審査を受けること。
 - (ア) 提出書類 C_様式集 入札参加表明時の提出書類一式 (C-13「入札辞退届」は除く)
 - (イ) 受付期間 令和8年5月21日(木)から令和8年5月26日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く。)(「配布および提出書類一覧表」を参照)
 - (ウ) 提出方法 「配布および提出書類一覧表」のとおり。(郵送については、配達記録が残る方法に限り、受付期間内に必着とする。)
 - (エ) 提出先 4(1)のとおり。
 - イ 第一次審査書類の構成等 第一次審査書類の構成(部数を含む。)等については、「配布および提出書類一覧表」のとおり。
 - ウ 第一次審査の審査方法 第一次審査は、応募者が2に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。提出書類に不備がある場合、担当部局から追加資料を求め、速やかに対応すること。
 - エ 第一次審査結果の通知 第一次審査の結果は、第一次審査書類を提出した応募者のJV代表企業に対して、令和8年6月8日(月)に、書面で通知する。本通知に技術提案書等およびプレゼンテーション・ヒアリング時に使用する仮企業名(アルファベット表記など)を記載するので、D_様式集 入札時の提出書類の社名記入欄にはこの名称を使用すること。なお、本入札に参加する要件を満たさないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。
 - (ア) 入札に参加する要件を満たさないとされた者は、その理由について、県に対して説明を求めることができる。
 - (イ) (ア)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、令和8年6月15日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)に、4(1)に掲げる場所に持参により提出するものとし、他の方法による提出は受け付けない。
 - (ウ) (イ)に対する回答は、令和8年6月22日(月)までに、書面にて行う。
- (5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出 本事業では免除のため、提出不要。
- (6) 現地見学の実施
 - ア 現地見学参加申請書の提出 希望者は、次の手順に基づき、現地見学参加申請書を提出すること。各書類の詳細は、B-03「現地見学参加申請書」を参照すること。
 - (ア) 提出書類 B-03「現地見学参加申請書」
 - (イ) 受付期間 令和8年5月21日(木)から令和8年5月26日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く。)(「配布および提出書類一覧表」を参照)※

第一次審査書類と併せて提出すること。

(ウ) 提出方法 「配布および提出書類一覧表」のとおり。

(エ) 提出先 4(1)のとおり。

イ 現地見学参加通知書の交付 現地見学参加通知書に現地調査日時を記載の上、参加要件が認められた参加者のJV代表企業に対して、第一次審査結果通知書と併せて交付する。

ウ 現地見学実施期間 令和8年6月9日(火)から令和8年6月16日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

エ 留意事項 参加者間での公平性および透明性を確保するために、現地見学では質疑は一切行わないこととする。現地見学で生じた質疑は、要求水準書等に関する質問(第2回質問)にて提出すること。

(7) 対話の実施

ア 目的 本事業は、水産試験場の整備事業という特殊性の高い事業であるため、F_要求水準書、G_要求水準書別紙等で示す内容に関して、県と参加者間の十分な意思疎通を図ることによって、参加者が本事業の趣旨および県の意図を理解し、県がこの趣旨等に沿ったより良い提案を受けることを目的に、参加資格要件の確認を受けた参加者を対象に個別に対話を実施する。

このため、参加者は、動線計画、配置計画および諸室面積など、要求水準書等に係る水準について、任意の様式(図面等を含む。)で質問することができる。要求水準書等の解釈方法等についての質問のみを対話項目とし、計画や提案に対する評価は行わない。なお、当該質問の内容は入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は審査に一切影響するものではない。対話の実施に当たっては、参加者間での公平性および透明性の確保に配慮する。

イ 対話参加申請書の提出 希望者は、次の手順に基づき、対話参加申請書を提出すること。各書類の詳細は、B-04「対話参加申請書」を参照のこと。

(ア) 提出書類 B-04「対話参加申請書」

(イ) 受付期間 令和8年7月1日(水)から令和8年7月6日(月)まで(「配布および提出書類一覧表」を参照)

(ウ) 提出方法 「配布および提出書類一覧表」のとおり。

(エ) 提出先 4(1)のとおり。

ウ 対話参加通知書の交付 対話参加通知書に対話実施日時を記載の上、参加資格要件が認められた参加者のJV代表企業に対して、令和8年7月9日(木)に電子メールで交付する。

エ 対話における議題内容等申請書の提出

(ア) 提出書類 B-05「対話における議題内容等申請書」、添付資料(任意)

(イ) 受付期間 令和8年7月1日(水)から令和8年7月6日(月)まで(「配布および提出書類一覧表」を参照)

(ウ) 提出方法 「配布および提出書類一覧表」のとおり。

(エ) 提出先 4(1)のとおり。

オ 対話実施期間 令和8年7月10日(金)から令和8年7月28日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

カ 対話実施方法 実施方法については、参加要件が認められた参加者のJV代表企業に対して、令和8年7月9日(木)に「対話実施要領」を電子メールで交付する。

キ 留意事項 原則、対話内容は公表しない。ただし、要求水準書等の解釈方法など事業全体に係る対話内容については、事前に、当該対話を行った参加者へ公表する旨を通知した上で公表する場合がある。なお、対話時に口頭で行った回答の内容については、県は一切の責任を負うものではない。

(8) 第二次審査書類(基礎審査、実績審査、提案審査)および入札書等の受付

ア 第二次審査書類および入札書等の提出 第一次審査結果通知により入札参加資格があると認められた者は、第二次審査に係る技術提案書等を作成し、県に提出する。作成については、D_様式集 入札時の提出書類に従うこと。なお、第二次審査においては、参加者に対するプレゼンテーション・ヒアリングの実施を想定している。

(ア) 提出書類

a D_様式集 入札時の提出書類

b 内訳明細書(様式は任意)

※内訳明細書は、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を明示するものとし、積算については、単価×数量で積算することを基本とする。

※内訳明細書には、積算時の仕様(メーカーおよび品番等)を明確に記載して提示すること。

(イ) 受付期間 令和8年8月5日(水)から令和8年9月2日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9

時から午後4時まで(ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く。)

※開札は令和8年9月3日(木)に行う。

(ウ) 提出方法 書類は持参または郵送により提出するものとし、電子メールによる提出は受け付けない。各様式集の記載事項に従い提出すること。

a 第二次審査書類について 本入札において、施設計画の内容を記載した第二次審査書類ならびにその他関連書類D-01「第二次審査書類提出届」からD-03「入札条件および要求水準に関する誓約書」までおよびD-09「委任状(入札参加者→特定JV代表企業)」からD-21「諸室諸元表・ルームデータ充足チェックリスト」までを「第二次審査書類」として提出すること。

b 入札書等について 本入札において、D-04「入札書」、D-05「入札価格内訳書」、D-06「建設工事費内訳書」、D-07「設計業務費・工事監理業務費内訳書」およびD-08「施設整備業務費内訳書」を表に「滋賀県水産試験場本館等整備事業 入札書等在中」と朱書きの上、厳封し提出すること。

(エ) 提出先 4(1)のとおり。

イ 第二次審査に係る技術提案書等の提出について 提出書類等の構成(部数を含む。)等については、「配布および提出書類一覧表」のとおり。(郵送については、配達記録が残る方法に限り、受付期間内に必着とする。)

ウ 県からの提示資料の取扱い 県が公表等により提示する資料は、本事業への応募および参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 技術提案審査および落札者選定に関する基本的な考え方 落札者決定に際しては、学識経験者等により構成される審査部会を設置し、技術提案の審査を行う。審査の詳細は、A-01「落札者決定基準」を参照すること。

(10) プレゼンテーション・ヒアリングについて 参加者に対しては、審査部会において技術提案内容の詳細について個別にプレゼンテーション・ヒアリングを行う機会を設ける。プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。なお、日時および場所等については、別途、参加者のJV代表企業に対してメールにて通知する。

(11) 落札者の決定結果の公表方法 落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに参加者のJV代表企業に対して通知するとともに県のホームページ等により公表する。なお、公表内容については、入札者の総合評価点および落札者の落札価格とする。

5 その他

(1) 郵便入札の取扱い 認める

(2) 入札の無効 入札説明書第5の9(3)に該当する場合

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 必要。詳細は入札説明書第8の3による

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 支払条件

ア 前金払 あり

イ 中間前金払 あり

ウ 部分払 あり

(7) 特記事項 令和8年度債務負担行為につき、令和9年度以降に係る支払は各年4月1日以降とする。なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

ア 令和8年度 本業務対価の内、設計費・調査費

(消費税および地方消費税を含む。)約1%

イ 令和9年度 本業務対価の内、設計費・建設工事費・工事監理費

(消費税および地方消費税を含む。)約30%

ウ 令和10年度 本業務対価の内、建設工事費・工事監理費

(消費税および地方消費税を含む。)約60%

エ 令和11年度 本業務対価の内、解体工事費

(消費税および地方消費税を含む。)約9%

(8) その他 詳細は、入札説明書による。